

155-参-総務委員会-3号 平成14年10月31日

※総務全般、雇用対策、医療保険制度改革、政策金融、市町村合併問題等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

総務行政全般にわたりまして、大臣並びに各位の皆様方の御見解を承りたいと存じます。

まず、昨日、十月三十日、地方分権改革推進会議が総理に対する意見として「事務・事業の在り方に関する意見」を取りまとめられました。その中では、義務教育費国庫負担金の見直しについての見解が示されているわけでございます。

片山大臣は、八月二十八日、経済財政諮問会議に提出された総務省制度・政策改革ビジョンにおいて、国庫補助事業の廃止・縮減、「国庫補助負担事業の廃止・縮減について、地方分権改革推進会議の原案を踏まえ年内に結論」との方針を明らかにされております。昨日の意見に対して大臣は、分権を進めようとする志がない、税源移譲するとはっきり書かないと駄目だと批判されているようでございますが、この指摘を受けて総務省としてどう対処されていくのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（片山虎之助君） 今、辻委員言われますように、地方分権改革推進会議が昨日報告を、事務権限の移譲と国庫補助負担金の在り方等についての報告を総理に出された。今お話があったとおりでございます。

私は、全般については、恐らく各省庁大変抵抗した中で努力されてまとめられたと思います。全般については私は評価すると申し上げたんですが、何か所か、なお不十分、不徹底などところがあるんじゃないかならうかと。特に義務教育の国庫負担金のところについてはちょっと、分権改革推進会議の意見をそのまま受け取るわけにはちょっといかないなど。

そこで、恐らくいろんな省庁がいろんなことを言うから、いろいろ配慮されたと思うんですよ。うまくまとまることをお考えになった。しかし、分権改革推進会議は地方分権を進める、改革を推進するための会議ですから、そういう志を持たにゃいかぬと言ったんですよ。そういう志と気迫を持って、少々無理なことでも堂々と提案して、そこから議論が始まるんだと。それを、あらかじめ落とすところはこの辺で、満遍なくやろう、うまくやろうと、こういうことではちょっとそれは良くないのではなからうかと、こう思いますし、我々が国庫補助負担金を整理合理化しろと言っているのは、そういう国からひも付きの財源じゃなくて、本来自由に使える自主的な財源を地方に与えるべきだと思っているからですよ。だから、それはまず地方税源なんですね、税を与える。税を与えるために国庫補助金を、これはひも付きで自主性を害していますから、自立を害していますからこっちの方をやめてくれと、地方税を増やしてくれと。地方税が増えないところは地方交付税を増やしてくれと、こういう考え方ですから、是非、地方の税源移譲ということについて分権改革推進会議としてはこうだという提案がなきゃいかぬと思います。

その辺は皆さんでよく相談してくださいとかなんとかなっているんですよ、あれ。だから、その辺もちょっと不十分ではなからうかと。財務省の財政審議会や文部科学省の何とか審議会が言うんならいいと言ったんですよ。地方分権改革推進会議ですから、ひとつ名前のおりやってもらいたいと、こういうことを昨日、実は記者会見で申し上げたところでもあります。

○辻泰弘君 ただいまの御答弁もですけれども、おとといの衆議院総務委員会における御答弁もですけれども、そこでおっしゃっていることは、結局、財政の論理が優先、最優先になっていて、初めに国庫支出の削減ありきと、こういう感がぬぐえないわけでございます。ある意味では、最大限よく見ても、財政の論理と地方分権の論理だけに終始されているんじゃないかと。やはりこれは教育の根幹にかかわる問題でございますから、教育の論理というものも当然加味された上で判断していかなければならないと思うわけでございます。

昨日の地方分権改革推進会議の意見におきましても、現在進められている教育改革の中で、義務教育に関する国の関与の在り方についての最終的な結論を早期に得るべきと、こういう指摘もあるわけでございます。その意味におきまして、単に財政の論理、地方分権の論理のみならず、教育の論理というものをしっかりと踏まえた上で対処していただくようお願いしたいと思っておりますが、一言お願いできますか。

○国務大臣（片山虎之助君） 辻委員の言われるとおりです。やっぱり一番教育の論理というんですかね、そういう点の配慮が私、要ると思うんですけれども、今こういうことなんです。義務教育の小中の先生方には、給与ですね、給与関係の経費の半分は国が持っているんですよ。ところが、実際の、半分補助金を国が出すものですから、細かい学級編制や教職員の配置やら、それから加配をやるんですね、特別の事情があるものには教職員の定数を増やす、そういうことまで全部細かく文部科学省がいろいろコントロールしているんですよ。

私は、基本的には、義務教育ですから、大きい学級編制の在り方や教職員配置の在り方は国が決めればいいと思うんですよ、それは標準法という法律が辻委員御承知のようにあるものですからね。しかし、大きいことは国が決めて、若干の自由度というかアローアンスというのか、そういうものは、地方の特殊性を生かした、地域性を生かした教職員の配置があってもいいんで、だから、そういう意味で、そこは制度としてはそうしてくれと。

お金は、今、国が二分の一持っているけれども、必ずしも国が二分の一持たなくてもいいんじゃないかと。昔は交付税だったんですよ、昭和二十九年度までは。それが今、国の負担金になったんです。例えば高等学校の先生は、これも標準法で決めているんですよ。だから、高等学校の先生の人件費は全部一般財源ですよ。それから、今、地方の警察官は国が政令で決めているんですよ。警察官の人件費は全部一般財源なんです。だから、義務教育も十分の一、三兆幾らですから、全部国が持たなくてもいいのではないかと、この負担の関係は。

教育の論理は、私はもう最大限尊重せにやいかぬと思いますよ。それから、地方にある程度自主性を与える、その方が効率化にもなるんで、そういうところは、今みたいに細かいところまで全部文部科学省が仕切らぬでもいいではないかと、こういうことで申し上げているわけで、これは地方、特に知事会ですね、一番関係ある、全国知事会もみんなそういう意見なんですよ。

そこで、文部省にそういうことを私の方から申し入れましたら、共済組合の長期の負担金と退職手当についてはそれじゃ補助金をやめましょと、一般財源にしましょと、こういうことなんですが、これは地方の自主性は何にもないんです。退職手当というのは国に準拠して条例で決まりますし、共済組合の負担金は法律で決まっているんですから。しかも、将来どんどんどんこれは増えていくんで、きっちり財源の保障をしてもらわないと地方が負担だけ背負い込むことになるんですよ。自主性が全く拡大しなくて負担だけが増えていくと、こういうことなんで、これはやっぱりおかしいんじゃないかというのが私どもの意見であり、知事会を中心に地方六団体の意見なんです。

ただ、これについては、今後とも経済財政諮問会議その他で十分調整してまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 大臣、能弁多弁でいらっしゃいますけれども、簡潔な御答弁を賜れば幸いです。

今の点は、教育の論理というものをしっかりと踏まえて対応していただきたいということを申し上げまして、次の点に移らせていただきたいと思います。

さて、総務省が二十九日に発表された労働力調査では、九月の完全失業率は五・四%、雇用情勢は依然厳しい状況にあるわけでございます。このような状況の下で、昨日、改革加速のための総合対応策と金融再生プログラムが決定されております。十月二十三日に片山大臣は、セーフティーネット、企業再生もセットでワンパッケージの方がいい、大きなねらいは経済再生で、不良債権処理が最終目的ではないと会見で述べられておるわけでございますが、大臣は決定された昨日の総合対応策をどのように評価されているか、一言評価をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（片山虎之助君） 昨日、政府・与党の政策会議でも、あと経済財政諮問会議でも合意を得ましたのは、不良債権処理を加速するというのと、それからデフレ対策ですね、デフレ対策のための総合的な対応と、こういうことでございまして、私は基本的にはどちらも評価すべきものだと、こう考えておまして、あるいは、その中でやっぱり経済再生、産業再生に大きいポイントを置いていこうと、こういうことになっておりますし、一方、不良債権の処理を加速することによる中小企業に対するいろんな関係、あるいは雇用に対する関係については十分なセーフティーネットを構築していくと、こういうことでございまして、私は、昨日まとめられた案はあれはあれでよかったなど、こう思っております。

○辻泰弘君 その対応策の中で「地方公共団体の主体的な施策も活かしながら」というフレーズがございますが、何らかの具体的な対応を指すものと理解すべきでしょうか、単なるまくら言葉と理解すべきでしょうか。

○国務大臣（片山虎之助君） これは私は、七大臣会合というのがあるんです、関係七大臣。そこで私は強く言いまして、セーフティーネットの構築で、雇用も中小企業対策も地方の、これは地方が中心になってやることだと。だから、地方が主体的に参加して国と分担してやれるようにしてほしいと。

例えば、雇用につきましては、今職業紹介なんかは全部国になっているんですよ。これからは都道府県もそれができるようにやるということの法律改正を来年の通常国会で厚生労働省が考えると、こういうことですから、あるいはその他の雇用対策について地方もいろいろやれるようにすると、三千五百億のあれも地方の主体性を生かせるようにすると、こういうことになりました。

中小企業だって、信用保証協会はあれは県が皆置いているんですよ。信用保証協会の信用枠を拡大するんです、特別保証で。それから、いろんなことの審査や相談は都道府県がやっているんですから。

だから、全部、あの総合的な対応の中には、地方の協力を仰ぐ、地方に分担してもらう、地方と一緒にやるということをはっきり書いておりますので、それも私はいいいことだと考えております。

○辻泰弘君 総務省が統計を取られている完全失業率に関連してお伺いしたいと思います。

私、厚生労働委員会等で御質問申し上げたことでもございますんですけども、ある意味で当然のことですけれども、現在は都道府県レベルでの完全失業率というものが公表されていない、年別のは三月に出されたわけがございますけれども。この各都道府県レベルでの失業率の把握というものは、地域の雇用情勢を的確に把握して雇用対策を行う上で大変重要だと思うわけがございます。現に、有効求人倍率は都道府県ごと、消費者物価指数、家計調査報告は都道府県庁所在地ごとに統計が取られているわけで、生活に密着した経済指標は都道府県単位で示されているのが現状だと思うわけがございます。

三月に、先ほど申しましたように、二〇〇一年の年平均の完全失業率が都府県別のものが出されたわけですが、月別の統計にはなっていないということで余り意味がないというのが率直なところだと思います。統計局は、誠に厳しい雇用情勢なので、より詳細な統計データを提供することは極めて重要だと認識しているとおっしゃりつつ、調査対象の拡大が必要で、かなりのコストが掛かり難しいとの見解を示してこられました。

コストは二十億ぐらいだったとお聞きしたように思うんですけども、この際、緊急地域雇用創出特別交付金、先ほど大臣もおっしゃいましたけれども、三千五百億、十六年度末まであるわけですが、ある意味ではこれを活用してでも調査人員を確保して、それでやっていくという、雇用創出にもなり一挙両得でないかと思うんですけども、いかがでございますでしょうか。

○政府参考人（大戸隆信君） 御指摘のとおり、地方別の統計も大変大事だということで、委員からもお話ありましたように、本年三月に都道府県別の完全失業率を初めて公表したところでございます。

これを、ただ、毎月信頼できる精度で公表するということになりますと、現在の労働力調査の数倍に及ぶ調査の規模にしないといけないということがございまして、予算の問題はもとより、都道府県それから国の調査の実施体制の整備などの難しい問題がありますことを御理解いただきたいと思います。

○辻泰弘君 私、前に、たしかその分の調査は二十億というふうにお聞きしたんですけれども、そういう実態でしょうか。

○政府参考人（大戸隆信君） 年の予算が十八億でございます。

○辻泰弘君 十八億、それは大きな金ではございますけれども、三千五百億、三分の一としても千二百億ぐらいでございますから、そういう中では、今のを倍増したとしても何十億の世界でございます。そういう意味で、是非、雇用創出の見地からもその統計の整備と申しますか、やはり必要なデータだと思っておりますので、それにお取り組みいただきたいと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（片山虎之助君） 三千五百億につきましても使い勝手が悪いという批判があるんですよ、地方から。だから、今回のあれはちょっと前倒しするんですけれども、十六年度までのやつを。それについては是非地方の言うことを聞いて使いやすくしてくれと厚生労働大臣に言っておきましたんで、今の辻委員の言葉をしっかり伝えて、統計にも使えるように努力いたします。

○辻泰弘君 どうぞよろしく願いいたします。

もう一点、雇用労働マターでお聞きしたいんですけれども、現行の第九次雇用対策基本計画というものがございます。

この中には、「特別な配慮を必要とする人達への対応」という項目がございまして、一番「障害者雇用対策」、二番「日雇、ホームレス対策」、そして引き続く「その他」の三という中にこういう文言がございまして。「同和関係住民の雇用対策としては、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、」という部分があるわけがございます。この法律は、平成十四年三月三十一日をもって失効したということは、私が八月八日の決算委員会で若松副大臣にお伺いをさせていただいたところでございます。

同法律は総務省の所管であったわけでございますけれども、所管しておられた立場の大臣として、既に失効した法律に基づきという条文が明記されたものが現行の雇用対策基本計画であるということについて、どのような感想をお持ちでしょうか。

○国務大臣（片山虎之助君） それは法律そのものは失効しておりますけれども、雇用基本計画の中ではちゃんとその地域改善対策の関係は位置付けられているから、それはそれで私はいいんじゃないかと思えますよ。

○辻泰弘君 これはこの場での議論ではございませんけれども、雇用対策計画は経済計画とリンクするということが基本法で決まっているわけでございまして、昭和四十年代からずっとその体制で来ていると。一月に経済計画が改定をされました。ローリングプランになったということですが、本来であればそれと軌を一にして雇用対策基本計画も変えていくべきだと私も何度も主張していたわけでございます。それは状況が三年間で変わっておりますので。

それはそれで別の議論になるんですが、このことを見ても、やはりもう既に失効した法律に基づきということが現行の政府の計画の中に入っていること自体がずれているというふうに思わざるを得ないわけでございます。常識的に考えておかしいと思うわけでございますが、いかがですか。

○国務大臣（片山虎之助君） 雇用基本計画も古いですからね、あれ。十一年かなんかですね。だから、そういう意味では、恐らく厚生労働省が見直しということも御検討されていると思いますので、その際には、辻委員の言われるように失効した法律の名前を書くというのはいかがかと私も思いますから、それは私の方から、私が口出しすることじゃないかもしれませんが、それは御指摘申し上げようと、こういうふうに思っております。

○辻泰弘君 是非口出ししていただいて、御訂正賜るようお願いしたいと思います。

次に、医療保険制度改革関連についてお伺いしたいと思います。

平成十三年十一月二十九日、政府・与党の医療制度改革大綱がございまして。その中で、「医療保険制度の一元化を将来の方向とすることは、一つの有力な考え方であり、これについて具体的な検討を開始し、一定期間内に結論を得ることとする。」、また、「被用者保険、国民健康保険それぞれについて、具体的な目標等を示しつつ、保険者の統合・再編を促進するものとする。」と、こういうことが決定されております。

また、さきの通常国会で成立いたしました改正健康保険法附則において、保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方について、政府は具体的内容、手順、年次計画を明らかにした基本計画を策定するということが定められたわけでございます。

これに関連して、坂口厚生労働大臣は、公務員共済についても、組合健保、政管健保とともに一元化の対象だとの見解を示されているわけでございます。総務大臣は、この被用者保険の一元化に向けて、地共済の統合・再編をどのようにとらえ、どのように進めていかれるということをお考えでしょうか。

○国務大臣（片山虎之助君） 私は正直に、医療や年金は、将来は、ずっと将来は私も一

元化だと、こう思います。いろんな関係。しかし、なかなかここまでは、長い経緯と、事情が違いますからね、状況が。なかなか難しいんで、当面は地方公務員共済は国家公務員共済と財政調整をやる、こういうことから入ろうと、こういうことなんですね。ちょっと公務員共済はほかの被用者なんかの場合と違いますからね。そこで、今、委員が言われましたように、平成十四年度中に、政府においてはこの問題については基本的な考え方、方針を策定すると、こういうことになっておりますので、公務員共済の方は。

それから国保の方は、坂口大臣が私案として、特に国保については都道府県単位にまとめる、こういう私案を出されていますね。これは例えば全国町村会なんかは賛成なんですよ。ただ、その場合に、今の市町村単位の国民健康保険を都道府県単位にまとめたときに、それじゃ保険者が県なのか、それぞれの市町村の共同体がやるのか、共同事業として、あるいは別の法人をドイツみたいに作るのか。これは大議論になりますね。全国知事会は、県がやる、都道府県がやることについては余り賛成じゃないんです、正直言いまして。

だから、そういう意味で、ここは都道府県単位にまとめるという方向は私も正しいと思いますけれども、保険というのはロットが大きい方がいいですから。ただしかし、それはどこがどういう負担でやるのかというのはこれから大変な議論になるので、十分な関係者の意見調整が必要ではなからうかと思っております。

○辻泰弘君 そうしますと、一元化に当たってはまず国共済と地共済の統合からまず手を付けようと、こういうことでございますね。

○国務大臣（片山虎之助君） 公務員共済については、国公の共済と地公の共済で財政上の調整をやると、そこから議論を始めようと。国公と地公を一緒にするなんていうことの議論にまで行っておりません。

○辻泰弘君 それは短期給付も長期給付もということになりますね。

○国務大臣（片山虎之助君） それは、私は細かいことまであれしておりませんが、財政上どこまでどうやるのかについては、現在審議会作りましてそこでこの議論をいろいろしておりますので、その結果を待ちたいと、こういうふうに考えております。

○辻泰弘君 国保については、質問を予定しておりましたけれども、大臣から既に答弁されましたので、その質問はさせていただきます。

次に、政策金融に関連してお伺いしておきたいと思っております。

平成十三年十二月十九日閣議決定の特殊法人等整理合理化計画におきまして、公営企業金融公庫など八機関については、経済財政諮問会議において平成十四年初めに検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として経済情勢を見極めつつできるだけ早い時期に結論を得ることとすると、このように決定されているわけでございます。

また、塩川財務大臣は、八月二十九日、私、決算委員会で御質問申し上げましたときに、

原則論として政策金融はもう廃止する方向に行ったらいいと思っていると、このようにおっしゃっております。

九月二十日の経済財政諮問会議において片山大臣は、公営企業金融公庫は八金融機関の中では異質、異色、ポイントは資金調達、個々の団体にやらせると手間も掛かるしコストも高いし市場では調達できない、そこで金融機関を作って一括で政府保証を付けてもらって市中から資金調達を行っている、融資の問題がない調達が中心の機関であり、国からは一銭の援助も補助もない、政府保証だけ付けてもらっている、私は地方全体の共同法人にしたらいと思うのだが、そうすると政府保証が付けられないとか議論がある、他の金融機関との並びでお考えいただかないようお願いしたいと、このような発言をされておるんですけれども、政府としての政策金融の廃止、縮減という一つの大きな方針をお持ちなわけですが、その中において公営企業金融公庫をどのように位置付けられて、どのように組織の見直しを図っていかれるおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（片山虎之助君） 政策金融につきましては、今お話しのように、年内に経済財政諮問会議で方向付けをすると、こういうことになっております。ただ、現下のこういうデフレ状況であり不良債権処理を加速するような状況の中で、やっぱり政策金融はある程度これは働いてもらう必要があるのではなかろうかという議論がありまして、その辺はこれから年内の結論の方向付けの中で議論していかなきゃいかぬと、こう思っております。

今、八つ政策金融機関があるんですが、私は、今、辻委員が諮問会議での私の発言を読み上げられましたように、私は公営企業金融公庫は異質だと思っているんですよ。これは今言いましたように資金調達だけです。融資の方は自治省なり総務省なり、それから都道府県なりが、これがいろいろ審査して決めるんで、資金調達は個々の団体にやらせると手間も大変、コストも高い。マーケットが余りちゃんとやってくれないんです。だから、これはまとめて政府保証を付けて資金調達していると。こういうことですから、同じ扱いにしてもらうのは困ると考えております。

ただ、考え方によっては、これは今政府の部内で検討しておりますが、地方共同法人みたいな制度ができればそれで私はいけると、そこに政府保証さえ付けてくれればいいと、こう言っているんですよ。ところが、財務省なんかは、地方共同法人に政府保証付けるのはいかがかなと、地方全部で保証したらどうかと。しかし、それはまた大変な手間なんで、この辺はこれから年末までの私議論だと、こう思っておりますが。これをなくしますと水道やいろんなことに影響あるんですよ、交通事業や水道事業や。だから、そういう意味では、やっぱりこの今の資金調達の仕組みは残していくべきだと私は考えております。

○辻泰弘君 そういたしますと、公営企業金融公庫については、基本的に堅持、継続すると、そして他の七機関は廃止、縮減の方向で取り組むと、こういうことをお考えということになりますか。

○国務大臣（片山虎之助君） 他の機関については私の所管ではございませんが、現下の



経済情勢の中では、政策金融機関を全部なくすと、こういうことはいかがかなというふうな議論が出ております。

それで、公営公庫につきましては、公営公庫という形がいいか、形態はどうか、これからの議論でございますが、こういう共同で地方が資金を調達する仕組みはこれは残していかないと、私はこれは困ると思っております。

○辻泰弘君 次に、市町村合併問題についてお聞きしたいと思えます。

かねてより大臣、自治体数千を目標にということでおっしゃっていたわけですが、最近の発表等を見まして、なかなか千まで行くというのがどうなのかなというふうに思わざるを得ない状況がございます。リミットは二〇〇五年三月ということございまして、大体普通にいくと二十二か月掛かるということで、逆算しますと、来年の三月、四月ごろが一つのリミットと申しますか、そういうような形にもとらえられるわけですが、現状の進行状況をどう受け止めておられて、どのように今後していられるのか、千の目標、実現可能性、その辺お聞きしたいと思えます。

○副大臣（若松謙維君） 現在、合併協議会又は研究会を設けている複数の市町村間で合併の検討をしている市町村が全国で、全国の三千二百十八ある市町村の約八割を超える二千六百四十七に上っております。特に、法定又は任意の協議会数でございますが、全国で二百八十二、構成市町村数は千二百を超えておまして、この半年で倍近く急増しております。ということで、全国的にはいよいよこの合併機運が盛り上がっていると、このように認識しております。

これまでも、平成十二年十二月に閣議決定いたしました、正に千を目標とすると。これは与党の方針を踏まえて私ども実現のために今努力しているところでございますが、現在、住民発議の充実等、合併特例法の改正とか、又はこの八月にも合併支援プラン、二十四追加しまして、八十まで拡充いたしまして、平成十七年三月までに十分な成果が得られるよう、全省今頑張っているところでございまして、今後とも御協力、御理解のほどよろしく願いいたします。

○辻泰弘君 もう一つ、市町村合併問題をお聞きしておきたいと思うんですけれども、基礎的自治体で合併できない小規模市町村ということについて、これ、片山大臣がこれも八月二十八日の経済財政諮問会議でおっしゃっているわけですが、基礎的自治体で合併できない小規模市町村は能力も財政力も乏しいため補完を県又は隣接市が行う、規模、能力に応じて権限、財源等の差を付け多様な市町村制度にすると、こういうことをおっしゃっておられます。また、六月二十五日閣議決定のいわゆる骨太の方針第二弾におきましても、小規模市町村の場合は仕事と責任を小さくし都道府県などが肩代わり等というような文言があるわけでございます。

ちょっと私自身、十分この辺がどういうイメージなのかがちょっと分からないところがございまして、この辺どんなことを念頭に置いていらっしゃるのか御説明いただきたいと

思います。

○副大臣（若松謙維君） 今、委員が御紹介いただきましたいわゆる六月二十五日の改革第二弾というところで、先ほどのいわゆる基礎的自治体、いわゆる人口三十万人以上というのは実は去年の構造改革第一弾の閣議決定のところにも出ておりまして、これからのいわゆる少子高齢化、そして住民の多様なニーズ、さらには行財政基盤の強化と、こういった観点から、かつ受益と負担というものをしっかりと住民との対話の中で明確化すると、こういう流れの中でやはり基礎的自治体は一定の規模が必要であろうと。こういう観点で、いわゆる経済財政諮問会議が中心となって三十万以上、これを基礎的自治体と言いまして、現在はこの三十万人以上ですと、一定の要件がありますと中核市という一つの制度がありまして、これは今政令指定都市という制度がありますが、ある意味では、私どもも大臣とともにこの中核市の市長の方とお話ししましたが、皆様それぞれ、もう私たちは事務能力として政令指定都市のことができますと、そのくらいもう言っていたいております、そういう意味ではミニ政令指定都市的なイメージに、という形も使えるのかなと、こういう考え方も私個人としては持っております。

それと、いわゆる小規模団体につきましては、やはり住民一人当たりに対して段階補正と、かなり手厚いいわゆる交付税措置をしております、これに対して、いわゆる大都市からの言わば反対、反発もございます。

そういった様々なバランスも考えて、かつ先ほどの少子高齢化、行財政基盤というものを考えますと、今人口数万人以下又は一万人以下、数千人と、こういったところで、三千二百の自治体で、いわゆる一役場でも人口十万人以上の同じような機能を持つような役場をイメージしたものが果たして効率的かどうか、こういった議論もこの経済財政諮問会議の中での議論としてありまして、その結果、やはり小規模団体についてはもっと広域的に、昔の郡制度というんでしょうか、そういった形で県がそういう事務をやってもいいんじゃないかと、そういうふうに小規模団体の事務の整理というか縮小というか、又は合理化というか、こういったイメージがこの小規模団体に関するいわゆる県への事務の移行と、こういった議論になっておりまして、この具体的なイメージというのは、現在第二十七次地方制度調査会において議論されておりました、あと一年前後でかなり具体的な姿が見えてくるのではないかと、そのように期待しております。

○辻泰弘君 この市町村合併の問題はまた今後御質問する機会もあると思いますので、次の課題に移らせていただきます。

税制改革についてということになるわけでございます。それで、昨日の経済政策におきましても、「一兆円を超える、できる限りの規模を目指した減税を先行させる。」と、こういう文章になっている。また、八月段階から小泉さん、そのことを明言されてきたわけでございます。

そこで、お聞きしたいのは、片山大臣が九月二十日の経済財政諮問会議において減税財源のことに触れられて、「有識者議員は減税の財源は、歳出削減と自然増収だというのが、こ

れは禁じ手ではないか。」と、こうおっしゃっている。また、「今まで減税をいつも先行して、後で増税をやるということがうまくいかず、財政赤字を膨らませてきたというのが過去の教訓だ。そこを慎重に総合的に考える必要がある。」と、こういうふうにおっしゃっているわけでございます。

一兆円超の方針は当然お受けになる、お受けになるといいますかお認めになると思うんですけども、その場合、こういうお考えですと財源を何に求めるべきだとお考えなんでしょうか。

○国務大臣（片山虎之助君） 昨日の対応策で、一兆円を超えてできる限り大きくなるような減税と。それは、具体的には政府の税調や与党の税調の中で決めていくと、こういうことになると思いますけれども、一兆円を超えるということまでは昨日の対応策で決まったわけでありまして。

そこで、減税をどのくらいやるかということと一緒に減税財源をどうするかというわけで経済財政諮問会議でもいろいろ議論してきたんですが、民間の有識者側委員が、減税の財源は自然増収と歳出削減だと、こうおっしゃいますから、それはどうかなと。自然増収というのは、景気の状態によってどうなるか分からないんですよ。はっきり当てにできるかできないか。それから、歳出カットはしたものはいいですよ。これから歳出カットをやるものを減税財源にするということが、これはそんなことはおかしいと、禁じ手だと私は申し上げたわけでありまして。

だから、今対応策で決めたのは、多年度税収中立なんですよ。だから、多年度、これを五年と考えるか三年と考えるとかいろいろ議論ありますが、五年なら五年の年度間の中で減税をやって、先行的に、後は増税をして、五年間では減税と増税が中立というか同じになると。多年度税収中立と、こういうことを言っております、その場合にはやっぱりこれだけ減税しますと、こういう項目で、しかしその代わりにこういう項目でこれだけ増税しますよということをはっきり示すということが私は、国民の皆さんに示して、場合によっては法律で書くということが多年度税収中立ではないかと、こういうふうに思っております。

○辻泰弘君 今申しましたように、経済財政諮問会議で片山大臣は、「今まで減税をいつも先行して、後で増税をやるということがうまくいかず、」と、こういうふうにおっしゃっているわけで、今おっしゃったのは実はちょっとトーンが違うわけでございますけれども、そこは問わずに次に行かせていただきますけれども。

そこで、これも簡潔に御答弁賜れば幸いです。六月二十五日の骨太の方針第二弾のときに、地方分権を推進するために地方の税制の本格的な改革を行うと、こういう文言がございます。地方の税制の本格的な改革というものは、八月二十八日の経済財政諮問会議に出された地方税制改革、このことを指すことと理解していいでしょうか。簡潔にお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣（片山虎之助君） これは、私が八月二十八日に出したんでしょうか、総務省関係の制度・政策改革ビジョンの中で出したものがその考え方でございまして、私は基本的には、今国税が六で全体の、地方税が四という、四を三千三百の地方団体が分けているわけですから、それをせめて五対五にしてくれと、こういうことを言っています、五対五にするためには、七兆五千億ぐらいの今の税でいうと、国税から地方税に移管せにゃいかぬわけでありまして、所得税から個人住民税に三兆円、消費税の今四対一の国と地方の配分を三対二にする、これ二兆五千億。こういうことを将来、これからやることによって、地方の方が六割以上金を使っているわけですから、全体の、公的支出は、しかし収入は四割しかないんですから。是非その乖離をなくしていく、そういう地方に税源を与えることによって地方の自主性、自立性を高めていく、これが今後の地方税制改革の方向だと思っております。

○辻泰弘君 残り五分でございます。個別の税目について御質問をしますので、簡潔に御答弁賜れば幸いです。

おとこの政府税調の一つの方向性を見ましても、個人所得課税に対して人的控除の見直しということで、配偶者特別控除、基本的に制度を廃止すると、また特定扶養控除についても廃止を含め制度をできるだけ簡素化すると、こういうふうな方針が示されているわけでございます。当然に個人住民税にもかかわるわけでございますが、このことを来年度税制改正、地方税に対しても当てはめていくというお考えでしょうか。

○副大臣（若松謙維君） いわゆる税源移譲の過程には個人住民税等、様々な税制の見直しが必要と理解しております、総務省としても、いわゆる税調等、様々な意見を聞きながらしっかりと議論していきたいと考えております。

○辻泰弘君 大臣、これは来年度税制改正の日程に上るんでしょうか。

○国務大臣（片山虎之助君） 配偶者の特別控除、特定扶養親族ですね、お年寄りや子供さんの教育費や何かの。しかし、これは大議論があるんですね。特に配偶者特別控除につきましては、私も政府税調の国民と税の対話集会に行きましたら、真っ二つですね。是非男女共同参画からいう意味ではこの特別控除はやめてくれという意見も半分ある。しかし、これやめられたらかなわぬというのが半分ありましてね。これは今政府税調の検討項目になっておりますが、結論としてはやろうということですが、いつやるか、どうやるかについてはまだ決まっておりません。現在、議論の最中でありまして。

○辻泰弘君 なお、個人住民税でもう一点というか二点聞きたいんですが、経済財政諮問会議で出されている大臣のビジョンの中で、個人住民税の比例税率化ということがございます。この点について、また均等割の税率の引上げということも出ているわけですが、この点について来年度税制改正で求めていかれるのかどうか、簡単をお願いします。

○副大臣（若松謙維君） 個人住民税の一〇%比例税率化でございますが、先ほど申し上げましたように、国から地方への税源移譲、大変重要な要素となっております、現在いわゆる総理所信にもございました税財源移譲そして交付税、国庫補助負担金の削減縮小と、こういった三位一体の中で今議論しております、来年六月までに具体的な工程表を作って改革の案を提示すると。これが一点でございます。

それと、今の均等割の税率の見直しでございますが、これも、あくまでも個人住民税というのはいわゆる応益課税の観点からの、いわゆるこの均等税の場合には更にミニマム負担ではないかと、こんな考え方もございまして、これもやはり非常に重要な要素と理解しております。

現在この均等割の税率なんです、やはり比較しますと、年々比率として低くなっておりまして、低い水準でとどまっているという、こういった政府税調の指摘もございまして、今後この見直しはやはりしていただく、そのように理解しております。

○辻泰弘君 土地税制の見直しということが昨日も総合対策にも出ていたわけですが、そこでちょっと三つ簡潔にお聞きしたいんですが、固定資産税についてですけれども、評価については七割評価の実施ということは堅持されると、こういう方針は出されているわけですが、それとプラスして商業地等の課税標準額の上限というのが別途決められているわけでございます。土地評価の評価替え、三年ごとにそのことを決めていच्छるようで、来年度税制改正の中でそれも決めていくということになると思うんですが、現行七〇%、このことをどうされようとされているのかということが一つ。

それから、政府税調のこの間の見解の中でも不動産取得税の見直しという改革の方向性が出ています。また、特別土地保有税の廃止というのも不動産投資を促す見地から必要じゃないかという議論もあるわけですが、この三つについて方針を承りたいと思います。

○副大臣（若松謙維君） この七割という議論が具体的には平成九年度の税制改正から現在に至っております、平成十五年度まで現行の経過措置という形でこの固定資産税評価額、いわゆる地価公示価格の七割に、やはり全国今ばらばらに課税されておりますので、少なくとも均等ベースをしっかりと作っていかうと、こういう形で努力しているのが現在の状況でございます。

かつ、この上限の七割、これを更に引き下げるという話であります、もしこれを行いますと、今、特に市町村の財政の根幹の収入源となっております、これは大変三千二百の自治体に対して多大な影響を与えるということで、私どもは慎重に考えなければいけないと理解しております。

○辻泰弘君 不動産取得税と特別土地保有税。

○国務大臣（片山虎之助君） 固定資産税は、今言いましたように、評価は地価公示の七

割なんですよ。課税標準額の上限も七割にしているんですよ。この七割を下げてくださいというのが皆さんの要望なんです、これを下げるとまたばらばらになるんですよ。そこで、この辺は少し慎重に対応いたしたいと、こう思っております。

それから、不動産取得税は、流通課税ですから、登録免許税と併せてこの軽減という強い要望がありますが、これはもう相当まけているんです。住宅だとか住宅用土地は、ほとんどもう今不動産取得税掛からないような仕組みにしているんです、標準的なものは。しかし、強い要望がありますから、登録免許税も含めて地価対策、土地対策のためにどうやるか検討いたしたいと、こう思っております。

それから、特別土地保有税につきましては、これは主として大都市の税なんです、これも大変強い御要請がございますが、これは土地利用促進のための税なんで、この辺も総合的な検討をいたしたいと。

今、いずれも結論を得ておりません。

○辻泰弘君 あと一点、申し訳ないんですけども、私、これ決算委員会で、国債の大量発行が続く中で個人向け国債の消化ということを考える見地から、塩川大臣が個人向け国債の利子に掛かる所得税の非課税措置ということを検討していくということをおっしゃっているんですが、その場合、地方債はどうされるのかということをお聞きしたい。

それから、特定財源について、大臣が地方の財源だということは理解されていないということをおっしゃっているんですが、その点についてちょっと簡潔に御答弁いただけますでしょうか。申し訳ございません。

○国務大臣（片山虎之助君） この非課税措置については、これも現在いろんな議論をしている最中ですので、今後も幅広く検討いたしたいと考えております。

それから、道路特定財源は、御承知のように、国が三兆四千億なんですよ。地方が二兆二千億なんです、実際は、補助金や交付金で国から地方に来ていますから、国が一兆七千億しか使っていない、地方が三兆九千億使っているんですよ。

そういう意味からいって、我々としては、国の方の道路はややもう終わり掛けていますから、整備が、地方はまだ相当残っていますから、そういう意味で、地方の方の道路特定財源はこれは堅持してまいりたいと、こう思っております。

○辻泰弘君 以上で質問を終わらせていただきます。